

「自動車等の先行受託試験実施要領」(平成 28 年 4 月 1 日所長通達第 1 号) 新旧対照表

令和 8 年 1 月 30 日改正

新	旧
自動車等の先行受託試験実施要領	自動車等の先行受託試験実施要領
第 1 条～第 3 条 (略)	第 1 条～第 3 条 (略)
(必要書類の内容)	(必要書類の内容)
<p>第 4 条 規程第 4 条第 1 号の試験自動車等及び業務管理システムの仕様書には、原則として、試験自動車等については「審査関係連絡事項について」(平成 28 年 4 月 1 日自交審第 36 号) (以下「審査関係連絡事項」という。) 別表 2 の事項を、業務管理システムについては「特定改造等の許可実施要領について」(令和 2 年 8 月 5 日国自審第 738 号) 附則 2 別表第 3 第 1 欄の事項を記載することとする。</p> <p>また、審査関係連絡事項別表 2 に規定されていない試験項目については、試験自動車等の仕様を特定するために研究所が必要と判断した事項を記載することとする。</p> <p>2 規程第 4 条第 2 号の書面は、個別の先行受託試験毎に研究所が必要と判断した書面とする。</p> <p><u>3 試験結果の通知として、第 7 条 (1) ②の依頼者の用意する様式による試験成績書を希望する場合は、希望する試験基準、試験成績書の記載方法及び研究所の署名欄を明らかにした様式（審査事務規定及び協定規則に基づく試験成績書の様式等に関する規定（令和 4 年 5 月 30 日自交審第 215 号）で定める様式の場合を除く。）を提出すること。この場合において日本語及び英語並びに保安基準で使用されている記号及び単位以外が記載されている場合はこれを翻訳して説明した書面も併せて提出すること。</u></p>	<p>第 4 条 規程第 4 条第 1 号の試験自動車等及び業務管理システムの仕様書には、原則として、試験自動車等については「審査関係連絡事項について」(平成 28 年 4 月 1 日自交審第 36 号) (以下「審査関係連絡事項」という。) 別表 2 の事項を、業務管理システムについては「特定改造等の許可実施要領について」(令和 2 年 8 月 5 日国自審第 738 号) 附則 2 別表第 3 第 1 欄の事項を記載することとする。</p> <p>また、審査関係連絡事項別表 2 に規定されていない試験項目については、試験自動車等の仕様を特定するために研究所が必要と判断した事項を記載することとする。</p> <p>2 規程第 4 条第 2 号の書面は、個別の先行受託試験毎に研究所が必要と判断した書面とする。</p> <p><u>(追加)</u></p>
第 5 条・第 6 条 (略)	第 5 条・第 6 条 (略)
(試験結果の通知)	(試験結果の通知)
<p>第 7 条 規程第 11 条第 2 項でいう試験成績書等は、以下の書面とする。ただし、(4) から (6) については、依頼者が様式 1 の依頼書の備考に通知の希望を明記している場合に限り発行する。</p> <p><u>(1) 試験成績書等</u></p> <p>① 研究所が、独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号に規定する業務及びこれに附帯する業務で使用するものであって、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号。以下「審査事務規程」という。）別添 1 の試験規程に規定する様式の試験成績書等とする。ただし、試験自動車等の仕様に関して、仕様書に記載のない事項については試験成績書への記載を要しない。</p> <p>② 上記①以外の目的で使用するものであって、依頼者の用意する様式（日本語及び英語並びに保安基準で使用されている記号及び単位が記載されているものに限る。）</p>	<p>第 7 条 規程第 11 条第 2 項でいう試験成績書等は、以下の書面とする。ただし、(4) から (6) については、依頼者が様式 1 の依頼書の備考に通知の希望を明記している場合に限り発行する。</p> <p><u>(1) 試験成績書（独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）（以下「審査事務規程」という。）別添 1 の試験規程に規定する試験成績書等、研究所が、独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号に規定する業務及びこれに附帯する業務で使用する試験成績書とする。ただし、試験自動車等の仕様に関して、仕様書に記載のない事項については試験成績書への記載を要しない。）</u></p>

新	旧
<p>による試験成績書とする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第7条2～3 (略)</p> <p><u>4 第1項(1)②に定める試験成績書を依頼者に発行する場合にあっては、様式6による試験成績書の通知を研究所長に伺うものとする。</u></p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>様式1 先行受託試験依頼書</p>	
依頼者	
試験項目	
試験数	
試験開始希望日 試験終了希望日	
試験実施希望場所	
目的	<p><該当する目的の□欄から、いずれか1つに✓を付けてください></p> <p><input type="checkbox"/> 道路運送車両法第75条第1項及び第2項、第75条の2第1項及び第2項又は第75条の3第1項及び第2項に基づく申請のため</p> <p><input type="checkbox"/> 装置型式指定実施要領 第9 檢査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領に基づく申請のため</p>
	(追加)
	(追加)

新		旧			
	<input checked="" type="checkbox"/> <u>その他（その他の場合はここに目的を記入すること）</u>				
備考		備考			
連絡先	電話： F A X： E – m a i l： 担当者名：	連絡先	電話： F A X： E – m a i l： 担当者名：		
※ 上表に必要事項を記入の上、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部に、E メール又はF A X等でご送付下さい。			※ 上表に必要事項を記入の上、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部に、E メール又はF A X等でご送付下さい。		
様式 2-1 先行受託試験個別契約書 <u>案</u>		様式 2-1 先行受託試験個別契約書			
受託者独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「甲」という。）と、依頼者○○○○（以下「乙」という。）とは、次の各条により先行受託試験個別契約を締結することとする。					
(業務内容) 第1条 甲は、本契約に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条（業務の範囲）に掲げる業務のうち自動車の製作を業とする者等から依頼を受けて行う、自動車、共通構造部 <u>及び自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の装置（以下「自動車等」という。）</u> 並びに業務管理システムの試験及び付帯する業務（以下「先行受託試験」という。）を実施するものとする。					
第 2 条～第 5 条（略）		第 2 条～第 5 条（略）			
(結果報告)		(結果報告)			

新旧対照表

新	旧
<p>第6条 甲は、先行受託試験を終了したときは、遅滞なく自動車等の先行受託試験実施要領（平成28年4月1日所長通達第1号）第7条に定める試験成績書等（以下「成果物」という。）を乙に対して発行することにより、当該先行受託試験の結果を報告するものとする。</p> <p><u>2 乙が翻訳を提出した場合に限り、第7条(1)②の依頼者の用意する様式による試験成績書に日本語及び英語並びに保安基準で使用されている記号及び単位以外の記載を認める。</u></p> <p>3 乙は、甲の成果物受領後、遅滞なく検査を行い、その結果を甲に通知する。ただし、乙が成果物受領後5日以内に検査の合否を通知しない場合、その時点でかかる成果物は合格したものとみなす。</p> <p>4 前項の検査が不合格となった場合、甲は、甲の費用にて成果物を補正し、甲乙協議のうえ定める期日までに、補正した成果物を乙に提出し、再検査を受けるものとする。再検査については、前項を準用する。</p> <p><u>5 詐偽その他不正の手段又は試験結果を誤認させる翻訳の提出により試験成績書を取得した場合、甲は試験成績書を無効とすることができます。</u></p> <p>(秘密保持)</p> <p>第7条 甲は、本契約に関連して受領したは知り得た乙の一切の情報（文書、口頭その他一切の形式を問わない。）を、厳重に保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。<u>ただし、前条第5項により試験成績書を無効とした場合、その事由の提供及び開示はこの限りではない。</u></p>	<p>第6条 甲は、先行受託試験を終了したときは、遅滞なく自動車等の先行受託試験実施要領（平成28年4月1日所長通達第1号）第7条に定める試験成績書等（以下「成果物」という。）を乙に対して発行することにより、当該先行受託試験の結果を報告するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 乙は、甲の成果物受領後、遅滞なく検査を行い、その結果を甲に通知する。ただし、乙が成果物受領後5日以内に検査の合否を通知しない場合、その時点でかかる成果物は合格したものとみなす。</p> <p>3 前項の検査が不合格となった場合、甲は、甲の費用にて成果物を補正し、甲乙協議のうえ定める期日までに、補正した成果物を乙に提出し、再検査を受けるものとする。再検査については、前項を準用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(秘密保持)</p> <p>第7条 甲は、本契約に関連して受領したは知り得た乙の一切の情報（文書、口頭その他一切の形式を問わない。）を、厳重に保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。</p>
第8～第10条（略）	第8～第10条（略）
<p>(成果物の活用)</p> <p>第11条 乙は、<u>予め使用目的を明示して甲の同意を得た場合を除き</u>、成果物を、自動車等及び業務管理システムに係る審査に関連した目的に使用することとし、これから著しく逸脱した目的に活用してはならない。</p> <p>(本契約終了の効果)</p> <p>第12条 事由の如何を問わず、<u>第6条第5項</u>、第7条、第8条、第9条第2項及び第3項、第10条、第11条、本条、第13条の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。</p>	<p>(成果物の活用)</p> <p>第11条 乙は、成果物を、自動車等及び業務管理システムに係る審査に関連した目的に使用することとし、これから著しく逸脱した目的に活用してはならない。</p> <p>(本契約終了の効果)</p> <p>第12条 事由の如何を問わず、第7条、第8条、第9条第2項及び第3項、第10条、第11条、本条、第13条の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。</p>
第13条（略）	第13条（略）
<p>様式2-2</p> <p style="text-align: center;">先行受託試験期間契約書 案</p> <p>受託者独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「甲」という。）と、依頼者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の各条により先行受託試験期間契約を締結することとする。</p>	<p>様式2-2</p> <p style="text-align: center;">先行受託試験期間契約書 案</p> <p>受託者独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「甲」という。）と、依頼者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の各条により先行受託試験期間契約を締結することとする。</p>

新	旧
(業務内容)	(業務内容)
第1条 甲は、第2条で定める契約期間の間に乙の依頼により、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第12条（業務の範囲）に掲げる業務のうち自動車の製作を業とする者等から依頼を受けて行う、自動車、共通構造部 <u>及び自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の装置（以下「自動車等」という。）</u> 並びに業務管理システムの試験及び付帯する業務（以下「先行受託試験」という。）を実施するものとする。	第1条 甲は、第2条で定める契約期間の間に乙の依頼により、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第12条（業務の範囲）に掲げる業務のうち自動車の製作を業とする者等から依頼を受けて行う、自動車、共通構造部 <u>及び自動車の装置（以下「自動車等」という。）</u> 並びに業務管理システムの試験及び付帯する業務（以下「先行受託試験」という。）を実施するものとする。
第2条～第8条（略）	第2条～第8条（略）
(結果報告)	(結果報告)
第9条 甲は、先行受託試験を終了したときは、遅滞なく自動車等の先行受託試験実施要領（平成28年4月1日所長通達第1号）第7条に定める試験成績書等（以下「成果物」という。）を乙に対して発行することにより、当該先行受託試験の結果を報告するものとする。	第9条 甲は、先行受託試験を終了したときは、遅滞なく自動車等の先行受託試験実施要領（平成28年4月1日所長通達第1号）第7条に定める試験成績書等（以下「成果物」という。）を乙に対して発行することにより、当該先行受託試験の結果を報告するものとする。
<u>2 乙が翻訳を提出した場合に限り、第7条(1)②の依頼者の用意する様式による試験成績書に日本語及び英語並びに保安基準で使用されている記号及び単位以外の記載を認める。</u>	<u>(追加)</u>
<u>3 乙は、甲の成果物受領後、遅滞なく検査を行い、その結果を甲に通知する。ただし、乙が成果物受領後5日以内に検査の合否を通知しない場合、その時点でかかる成果物は合格したものとみなす。</u>	<u>2 乙は、甲の成果物受領後、遅滞なく検査を行い、その結果を甲に通知する。ただし、乙が成果物受領後5日以内に検査の合否を通知しない場合、その時点でかかる成果物は合格したものとみなす。</u>
<u>4 前項の検査が不合格となった場合、甲は、甲の費用にて成果物を補正し、甲乙協議のうえ定める期日までに、補正した成果物を乙に提出し、再検査を受けるものとする。再検査については、前項を準用する。</u>	<u>3 前項の検査が不合格となった場合、甲は、甲の費用にて成果物を補正し、甲乙協議のうえ定める期日までに、補正した成果物を乙に提出し、再検査を受けるものとする。再検査については、前項を準用する。</u>
<u>5 詐偽その他不正の手段又は試験結果を誤認させる翻訳の提出により試験成績書を取得した場合、甲は試験成績書を無効とすることができます。</u>	<u>(追加)</u>
(秘密保持)	(秘密保持)
第10条 甲は、本契約に関連して受領しましたは知り得た乙の一切の情報（文書、口頭その他一切の形式を問わない。）を、厳重に保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。 <u>ただし、前条第5項により試験成績書を無効とした場合、その事由の提供及び開示はこの限りではない。</u>	第10条 甲は、本契約に関連して受領しましたは知り得た乙の一切の情報（文書、口頭その他一切の形式を問わない。）を、厳重に保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。
第11～第13条（略）	第11～第13条（略）
(成果物の活用)	(成果物の活用)
第14条 乙は、 <u>予め使用目的を明示して甲の同意を得た場合を除き</u> 、成果物を、自動車等及び業務管理システムに係る審査に関連した目的に使用することとし、これから著しく逸脱した目的に活用してはならない。	第14条 乙は、成果物を、自動車等及び業務管理システムに係る審査に関連した目的に使用することとし、これから著しく逸脱した目的に活用してはならない。
(本契約終了の効果)	(本契約終了の効果)
第15条 事由の如何を問わず、 <u>第6条第5項、第7条第2項、第7条第3項、第10条、</u>	第15条 事由の如何を問わず、 <u>第7条第2項、第7条第3項、第10条、第11条、第12</u>

新	旧																																								
第11条、第12条第2項、第13条、第14条、本条、第16条の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。	条第2項、第13条、第14条、本条、第16条の各規定は、本契約終了後も有効に存続する。																																								
第16条（略）	第16条（略）																																								
様式3～様式5-1（略）	様式3～様式5-1（略）																																								
様式5-2 費用積算基礎	様式5-2 費用積算基礎																																								
1. 試験料金 (1) 認証審査部試験料金	1. 試験料金 (1) 認証審査部試験料金																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">試験数</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">単価</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">金額</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>TRIAS 等項目料金</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>ASET 項目料金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>TPCS 項目料金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td align="right" style="text-align: right;">小計</td><td></td><td align="right" style="text-align: right;">円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	試験数	単価	金額	備考		TRIAS 等項目料金	円			ASET 項目料金				TPCS 項目料金			小計		円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">試験数</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">単価</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">金額</th> <th style="background-color: #cccccc; text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>TRIAS 項目料金</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>ASET 項目料金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>TPCS 項目料金</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td align="right" style="text-align: right;">小計</td><td></td><td align="right" style="text-align: right;">円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	試験数	単価	金額	備考		TRIAS 項目料金	円			ASET 項目料金				TPCS 項目料金			小計		円	
試験数	単価	金額	備考																																						
	TRIAS 等項目料金	円																																							
	ASET 項目料金																																								
	TPCS 項目料金																																								
小計		円																																							
試験数	単価	金額	備考																																						
	TRIAS 項目料金	円																																							
	ASET 項目料金																																								
	TPCS 項目料金																																								
小計		円																																							
(2)～特記事項（略）	(2)～特記事項（略）																																								
<u>様式6</u>	<u>（新設）</u>																																								
年 <u> </u> 月 <u> </u> 日																																									
<u>研究所長 殿</u>																																									
<u>自動車認証審査部先任自動車認証審査官</u> <u>○○ ○○</u>																																									
<u>試験成績書の通知 案</u>																																									

新	旧		
<p><u>標記について、(依頼者の社名、職名、氏名を記入する)からの依頼による先行受託試験が終了したので、別添試験成績書を依頼者に通知してよろしいか伺う。</u></p> <p>(別添) (略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">先行受託試験積算単価</p> <p>受託料積算基準5号に基づく単価及び積算方法を以下のとおり定める。</p> <p>1. 試験料金</p> <p>(1) 認証審査部試験料金</p> <p>認証審査部試験料金の単価は、その試験の種別に応じ、①～③のいずれかとする。</p> <p>① TRIAS 等項目料金</p> <p>道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第618号）（以下「手数料告示」という。）に定める自動車審査試験項目（特定共通構造部の指定にあっては「特定共通構造部審査試験項目」と、特定改造等の許可にあっては「特定改造等自動車審査試験項目」とする。）又は特定装置審査試験項目については、自動車審査試験項目別費用額（特定共通構造部の指定にあっては「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、特定改造等の許可にあっては「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」とする。）又は特定装置審査試験項目別費用額とし、装置型式指定実施要領 第9 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領に基づく保安基準適合性の審査試験については、道路運送車両法関係手数料規則 別表第二に準じるものとする。当該国土交通省令及び国土交通省告示に規定のない下表左欄の項目については同表中欄の額とし、手数料告示第3条各号に定める情報の確認を行う場合にあっては同表右欄の額とする。</p> <p>表～(2) (略)</p> <p>2. 外国出張経費 (略)</p> <p>3. その他の経費</p> <p>(1) 確認手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <u>第7条 (1) ②の依頼者の用意する様式試験成績書を行 行する場合に限る</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: bottom;"> <u>213,000円 (1型式あたり)</u> </td> </tr> </table>	<u>第7条 (1) ②の依頼者の用意する様式試験成績書を行 行する場合に限る</u>	<u>213,000円 (1型式あたり)</u>	<p>(別添) (略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">先行受託試験積算単価</p> <p>受託料積算基準5号に基づく単価及び積算方法を以下のとおり定める。</p> <p>1. 試験料金</p> <p>(1) 認証審査部試験料金</p> <p>認証審査部試験料金の単価は、その試験の種別に応じ、①～③のいずれかとする。</p> <p>①TRIAS項目料金</p> <p>道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第618号）（以下「手数料告示」という。）に定める自動車審査試験項目（特定共通構造部の指定にあっては「特定共通構造部審査試験項目」と、特定改造等の許可にあっては「特定改造等自動車審査試験項目」とする。）又は特定装置審査試験項目については、自動車審査試験項目別費用額（特定共通構造部の指定にあっては「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、特定改造等の許可にあっては「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」とする。）又は特定装置審査試験項目別費用額とし、当該国土交通省令及び国土交通省告示に規定のない下表左欄の項目については同表中欄の額とし、手数料告示第3条各号に定める情報の確認を行う場合にあっては同表右欄の額とする。</p> <p>表～(2) (略)</p> <p>2. 外国出張経費 (略)</p> <p>3. その他の経費 <u>(事務調整費)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<u>第7条 (1) ②の依頼者の用意する様式試験成績書を行 行する場合に限る</u>			
<u>213,000円 (1型式あたり)</u>			

新	旧				
<p><u>(2) 事務調整費</u></p> <table border="1"><tr><td>単価</td></tr><tr><td>75,000 円</td></tr></table>	単価	75,000 円	<table border="1"><tr><td>単価</td></tr><tr><td>75,000 円</td></tr></table>	単価	75,000 円
単価					
75,000 円					
単価					
75,000 円					

附則（令和8年1月30日所長通達第13号）

この規程は、令和8年2月3日から施行する。